



“あさっぴー” 着ぐるみ等の貸出しの手引き

旭川市のシンボルキャラクター“あさっぴー”の着ぐるみ等を貸出しています。
使用を希望される方は、以下のことについて承諾いただいた上で利用申請を行ってください。

1 貸出し内容



- “あさっぴー” 着ぐるみ1セット
(頭部・ボディ・ブーツ・手袋・マフラー・保管袋・使用マニュアル)
 - “あさっぴー” ヘッドギア1セット(着ぐるみとセットで希望者のみの貸出し)
(ヘッドギア・マフラー・保管袋)
- ※ ヘッドギアについては、着ぐるみとのセット貸出しとなっております(希望者のみ)

2 着ぐるみ等貸出し基準



(1) 貸出しが可能な行事等

旭川市の観光PRに資するイベントや、広く一般の方が参加・観覧できるイベントなど、以下の項目を主として貸出しを行っています。なお、その他の行事等については、随時お問い合わせください。

- ① 旭川市が主催・共催・後援する行事
- ② NPO 法人・社会福祉法人等の公共的団体(法人格がないものを含む)が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的としない行事
- ③ 民間企業等が開催する行事で、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- ④ 旭川市の魅力発信に資する行事等、市が公益的観点から適当と判断できる行事

(2) 貸出することができない行事等

以下の①～⑨に該当する場合は、原則貸出しをお断りしております。

- ① 運動会・学芸会・卒業式等の学校行事。
- ② 個人的なイベント(結婚式・送別会・忘年会等)。
- ③ 夏祭り・PTA行事・クリスマス会等の幼稚園・保育園行事
- ④ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- ⑤ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- ⑥ 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- ⑦ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- ⑧ 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- ⑨ その他市長が使用について不適当と認めたとき。

(3) 貸出し決定について

貸出し決定にあたっては、先着順及び内容、情報発信効果、場所・時間などから総合的に判断します。

(4) その他

以下の①～②に該当する場合は、原則利用申請をする事ができません。

- ① 利用する事が確定していない場合。
- ② 過去の利用において、善良なる管理者の注意義務を怠ったと認められる場合。

3 貸出し期間



着ぐるみ等を使用するイベントが終了するまでとします。

期限の最長は原則10日以内とします。(貸出し・返却に係る宅配業者による輸送期間は除く)

※ 管理者が必要と認めた場合はこの限りではありません。

4 利用申請受付期間



利用申請については、利用希望日の6か月前から受け付けております。

詳しくはお問い合わせください。

5 利用料金



無料。

ただし、貸出しや返却に係る輸送費等についてはご負担ください。

6 利用の流れ(電話確認・申請・審査・承認・受渡し・返却)



(1) 電話による問い合わせ、空き状況の確認

利用申請を行う前に現時点での着ぐるみの空き状況を確認することができます。

ただし、利用を希望する日にすでに予約が入っている場合は貸出すことができません。

また、申請については申請書の提出をもって予約されますので、問い合わせ時点での空き状況と申請時の空き状況は異なることがありますので、ご注意ください。

(2) 貸出し申請

使用申請書に必要事項を記入の上、申込みを行ってください。

(仕様申請書は、持参・郵送・FAX・E-mailのいずれかで提出してください)

(3) 審査・承認・詳細連絡

- ① 審査に1週間程度お時間をいただくことがあります。
- ② 貸出しにあたり、条件をつけることがあります。
- ③ 管理者が貸出しについて不相当と認めた場合は、貸出しを中止することがあります。
- ④ 着ぐるみの受渡し方法については、事前にご連絡いたします。

(4) 着ぐるみ等の受け渡し

- ① あさテラス(旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階)にお越しいただき、観光課職員から借り受けてください。宅配便などを利用して借り受ける場合は、その旨を連絡のうえ、手配は申請者が行ってください。
- ② 貸出し日程の関係上、直前の利用者から直接受け渡しを行う場合があります。

(5) 着ぐるみ等の返却

- ① 事前に返却日を管理者と調整の上返却し、管理者による点検を受けてください。
- ② 貸出し日程の関係上、次の利用者へ直接受け渡しを行っていただく場合があります。
- ③ 受け渡し・返却については、原則8:45~17:15(平日のみ)とします。

7 使用上の注意



(1) 貸出し・返却時

- ① 貸出しから返却までの運搬はご自身でお願いします。着ぐるみは大きなもの（胴体の直径約1m）ですので、必ずワゴン車やライトバン等、大きな荷物が積める車に積載し、破損しないよう注意してください。
- ② 型崩れしないよう、輸送や保管等の取り扱いには十分注意してください。
- ③ 着ぐるみ等の貸出し・返却に係る輸送費用は利用者が負担してください。

(2) 着用前後（着ぐるみ）

- ① 着ぐるみの脱着するところを関係者以外の目にふれさせないでください。
- ② 使用後は消臭スプレー等を使用し、風通しの良いところで陰干しし、扇風機等で十分に乾燥させてから返却してください。

(3) 着用中（着ぐるみ）

- ① “あさっぴー”のイメージ統一の為、着用者は非常時を除き絶対に声を出さないでください
- ② 着ぐるみ内は視野が狭くなるため、安全対策として必ず介助者を1名以上つけてください。
- ③ 着ぐるみの使用にあたり、事故などが発生しないよう万全の配慮を行ってください。
- ④ “あさっぴー”との写真撮影や握手等は無償で行ってください。
- ⑤ 着用者は気温等を考慮の上、適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をしてください。（連続着用は30分程度を目安に休憩・交代をし、こまめに水分補給を行ってください。）
- ⑥ 泥及び汚れのつきやすい場所での着用は避けてください。

8 禁止事項



- ① 着ぐるみ等の第三者への転貸。
- ② 降雨・降雪時の屋外での使用。
- ③ 汚損する可能性がある場所での使用。
- ④ 承認された内容以外での使用。
- ⑤ 飲酒状態での着ぐるみの着用。
- ⑥ 着替え中や頭部だけを外した状況など着用していない状態の着ぐるみについて、WEBやSNS、BLOG等への投稿、第三者への公表。

9 損害等の負担



- ① 利用者は、使用上の瑕疵により第三者に損害または損失を与えた場合、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとします。
- ② 借受期間中に着ぐるみの汚損・紛失した場合は、その程度に合わせて、利用者の負担により修補またはクリーニング等弁償いただきます。

【着ぐるみ等の利用に係る問い合わせ先】

〒070-0035

旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2F

旭川市経済観光部観光課

TEL : 0166-25-7168 FAX : 0166-26-8585

E-MAIL : kankou@city.asahikawa.hokkaido.jp

